

令和8年度土木工事標準積算基準等改定概要

1土木工事・業務の積算基準等の改定

2積算基準書の構成

3各種留意事項

1土木工事・業務の積算基準等の改定

2積算基準書の構成

3各種留意事項

土木工事・業務の積算基準等の改定

一般管理費等率の改正

R8. 5. 15以降適用

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)
※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

快適トイレの費用計上の拡充

R8.5.15以降適用

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

＜共通仮設費（現場環境改善費）＞

従来

改正

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。
なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策
地域連携	1. 見学会・イベント等の開催 2. 社会貢献・地域対策費等 他

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。
なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の100%を上限。

土木工事・業務の積算基準等の改定

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

R8.5.15以降適用

- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可

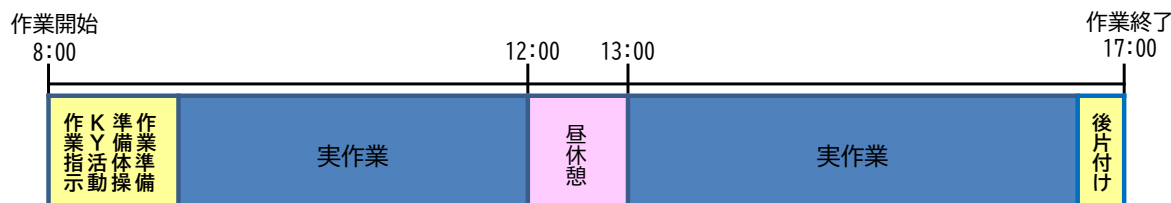
	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

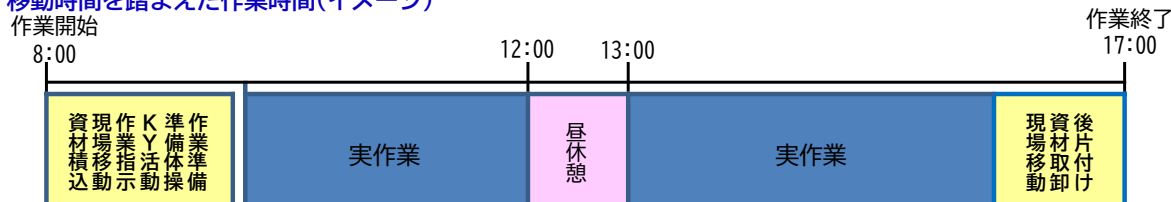
土木工事標準歩掛

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■ 従前の作業時間(イメージ)



■ 移動時間を踏まえた作業時間(イメージ)



○ 路上路盤再生工など11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

土木工事・業務の積算基準等の改定

施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）

- 維持修繕に係る工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定。

○トンネル補修工 断面修復工(左官工法)

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつき取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模**（修復延べ体積）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
- ①延べ体積が0.1m³以下の場合：一律の歩掛
- ②延べ体積が0.1m³を超える場合：0.1m³当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



○トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工法)

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れた部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模**（補修延べ延長）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
- ①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
- ②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1)新規制定【7工種】

①鉄筋工 (R8.5.15以降適用) ②土のう工 ③防塵処理工 ④橋梁補修工 (塗装塗替足場工) ⑤橋梁補修工 (高力ボルト当て板鋼桁補強工) ⑥トンネル補修工断面修復工 (左官工法) ⑦トンネル補修工剥落防止対策工 (可視繊維シート接着工)



鉄筋工



土のう工



防塵処理工

(2)使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【8工種】

⑧鋼管・既製コンクリート杭打工 (鋼管ソイルセメント杭工) ⑨場所打杭工 (ダウンザホールハンマ工)
⑩ニューマチックケーソン工 ⑪仮橋・仮栈橋工 ⑫仮囲い設置・撤去工 ⑬切削オーバーレイ工 (ICT)
⑭道路除雪工 ⑮架設支保工

(3)移動時間を考慮した改定【6工種】

⑯濁水処理工 (一般土木工事) ⑰地すべり防止工 (ふとんかご)
⑱トンネル補修工 ひび割れ補修工 (低圧注入工)
⑲トンネル工 (NATM) [発破工法] ⑳トンネル濁水処理工
㉑伸縮装置工 (鋼製)



鋼管ソイルセメント杭工



ニューマチックケーソン工



道路除雪工

(4)建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

㉒トンネル工 (NATM) 仮設備工 (防音扉工)

(5)作業休止時間を考慮した歩掛の改定【1工種】

⑩路上路盤再生工

(6)資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定【1工種】

㉓PC橋架設工

土木工事・業務の積算基準等の改定

施工パッケージ型積算基準

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1)使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【4工種】

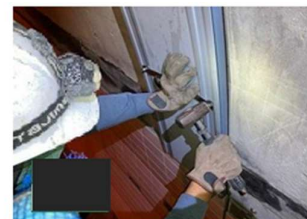
①機械土工 (土砂) [ブルドーザ掘削] ②機械土工 (岩石) 掘削
③機械土工 (土砂) [床掘] (ICT) ④捨石工

(2)移動時間を考慮した工種【4工種】

⑤排水構造物工 (鉄筋コンクリート台付管)
⑥笠コンクリートブロック据付工
⑦半たわみ性 (コンポジット) 舗装工
⑧トンネル漏水対策工 [面導水、線導水、導水樋]



捨石工



トンネル漏水対策工



排水構造物工
(鉄筋コンクリート台付管)



笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表 (参考資料)」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量 (積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等) を「施工パッケージ型積算方式標準単価表 (参考資料)」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載 (令和8年3月末公表)。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

市場単価の一部廃止について

○市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止し、鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【3工種】

①鉄筋工 ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

土木工事・業務の積算基準等の改定

鋼橋製作工

R8. 5. 15以降適用

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定。

● 材料費（溶接材料費及び副資材費）

副資材費（円／t）

	現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価	18,200	19,700

● 鋼橋製作費（本体製作工数）

トラス 仮組立て工数（人／個）

種別	現行	改定
c	0.79	0.93

● 輸送費

		輸送回帰式 X: 輸送距離(km) Y: 輸送単価(円/t)
鋼桁(鋼床版 鋼桁のみ)	現行	$Y = 33.11X + 14,686$
	改定	$Y = 51.35X + 10,138$



トラス仮組立状況



鋼床板鋼桁輸送状況

令和8年度建設機械等損料算定表の改定

建設機械等損料算定表 令和8年度版改定案 機械分類別平均変動率表

機械分類名	比較 年度	基礎価格	標準 使用年数	年間標準 運転時間	年間標準 運転日数	年間標準 供用日数	維持修理費率	年間 管理費率	残存率	運転1時間当たり 換算値損料<注> (13)欄	供用1日当たり 換算値損料 (15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーバ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.16	1.14

機械分類名	比較 年度	基礎価格	標準 使用年数	年間標準 運転時間	年間標準 運転日数	年間標準 供用日数	維持修理費率 定期 整備	現場 修理	年間 管理費率	残存率	運転1時間当たり 換算値損料 (13)欄
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02		1.00	1.00	1.15

全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00		1.00	1.00	1.16	1.14
-----	-----	------	------	------	------	------	------	--	------	------	------	------

設計業務等標準積算基準関係

■ UAVレーザ測量

○作業規定準則の作業工程に対応した歩掛を新たに制定・現行を歩掛改定

■ 現行

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	1.3	1.2	0.6		
0.1km ²	調整点・検証点の設置		4.7	2.5	2.7	
	UAVレーザ測量		3.1	2.0	2.9	
	点群編集		11.8	10.3	10.4	
	三次元点群データファイルの作成		1.8	3.3		
	数値地形図データファイルの作成		3.7	5.9		

■ 改定

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	0.9	0.8	0.5		
0.1km ²	現地踏査		1.9	1.7		
	計測計画の作成	0.5	1.4	0.6		
	固定局の設置		1.3	0.9		
	調整点の設置		2.7	2.5	3.2	
	計測		3.6	3.4	4.1	
	オリジナルデータの作成		5.3	5.9	4.9	
	その他の成果データの作成		9.4	10.9	7.8	
	成果等の整理		4.6	5.6		

設計業務等標準積算基準関係

■ 地すべり調査

○歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

■ 地下水位測定

● 観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.07
		0.1
地質調査員	1孔・1回	0.07
		0.1

● 資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1回	0.1
主任地質調査員		0.2
		0.2
地質調査員		0.1

■ 移動変形調査

■ パイプ式歪計による調査

● 観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.06
		0.1
地質調査員	1孔・1回	0.06
		0.1

● 資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1ヶ月	0.1
	1孔・1回	
主任地質調査員	1孔・1ヶ月	0.2
	1孔・1回	0.3
地質調査員	1孔・1ヶ月	0.3
	1孔・1回	0.2

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■ 道路予備設計（A）

○歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画		1.5		1.0	1.0	1.5	1.0	
		0.8		1.4	1.4	1.0	0.6	
現地踏査				1.0	0.5	0.5		
				1.4	1.2	1.0		
路線選定				1.0	0.5	0.5	1.0	
				2.5	1.8	2.6	1.4	
設計図作成 ※現行を分割					1.8	2.8	3.0	4.1
関係機関との協議資料作成 ※現行を分割					0.9	1.1	0.8	0.9
概算工事費算出					1.0	1.5	1.0	1.5
					1.2	2.0	2.0	1.5
照査			1.0	1.0				
			1.1	1.6				
報告書作成				1.0	0.5	1.0	1.0	
				1.2	1.6	2.0	1.4	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■ 道路予備設計（B）

○歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

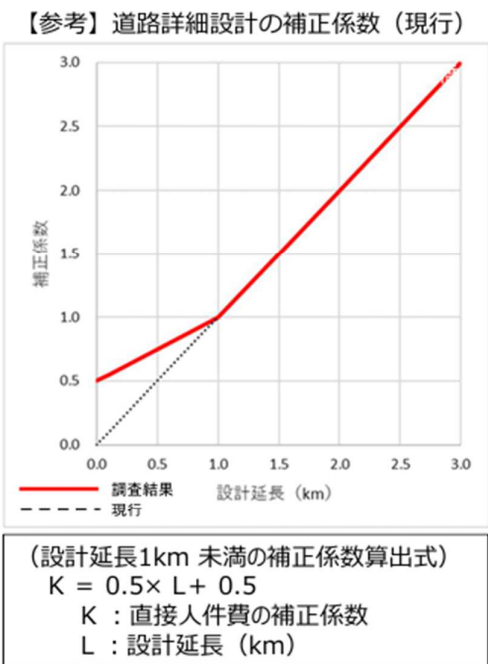
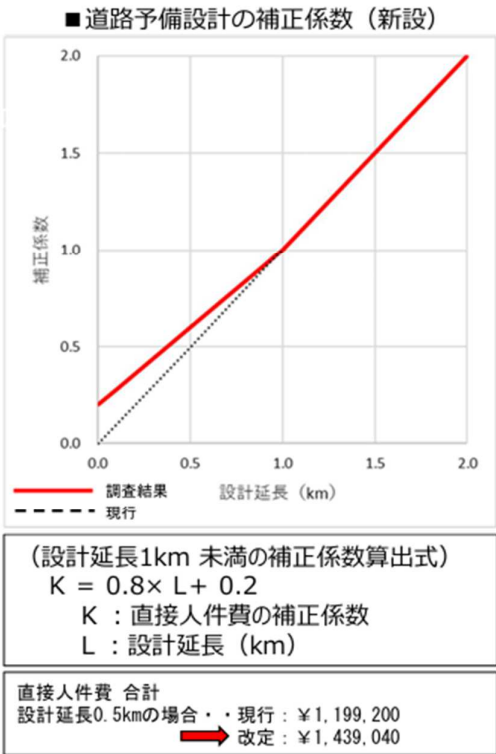
区分	職種	直接人件費						(1km当り)
		主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	
設計計画		1.5		1.0	1.0	1.0	0.5	
		0.8		1.0	1.4	0.7	0.4	
現地踏査				1.0	0.5	0.5		
				0.9	1.1	1.0	0.6	
縦断設計					1.0	0.5	0.5	
					1.3	0.9	1.7	
横断設計					1.0	0.5	0.5	1.5
					1.2	0.7	1.2	1.2
道路付帯構造物設計 ※現行を分割							2.3	
小構造物設計 ※現行を分割							2.1	
用排水設計							0.5	1.0
							2.2	2.0
設計図作成 ※現行を分割					0.8	1.1	2.8	3.3
					0.9	0.9	1.8	1.2
関係機関との協議資料作成 ※現行を分割								
用地幅杭計画						0.5	1.0	
						0.8	1.5	
概算工事費算出						1.0	1.5	2.5
						0.8	2.3	2.2
照査			1.0	1.0				
			1.1	1.6				
報告書作成				1.0	1.5	1.5	1.0	
				1.1	1.9	1.4	2.2	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■ 道路予備設計（A）（B）

○設計延長が1km未満の設計において、実態と乖離していたことから、補正係数の設定を行う。



設計業務等標準積算基準関係

■橋梁定期点検業務（改定）

○前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 計画準備

(1業務当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
橋梁台帳等出力	現行歩掛						1.5	1.5
100橋未満	改定歩掛						1.2	1.4
業務計画書作成	現行歩掛			1.5	1.5		6.0	5.0
100橋未満	改定歩掛			1.0	2.4	3.1	6.0	7.6

[タイトルなし]

● 現地踏査

(10橋あたり)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検)	現行歩掛			1.5		1.5	2.0	
外業	改定歩掛	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
現地踏査(定期点検)	現行歩掛					2.0	1.5	1.5
内業	改定歩掛					4.9	5.2	5.3
現地踏査	現行歩掛			1.5		1.5	1.0	
(第三者被害予防措置)	改定歩掛	0.3		1.3	0.7	1.7	1.7	0.8
外業	現行歩掛					1.0	1.5	1.5
現地踏査	改定歩掛					2.6	2.8	2.8
(第三者被害予防措置)								
内業								

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■橋梁定期点検業務（改定）

○前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 関係機関との協議資料作成

(10機関当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
関係機関との協議資料作成	現行歩掛					3.0	3.0	
外業	改定歩掛	0.1		0.4	0.3	1.0	0.7	0.3
関係機関との協議資料作成	現行歩掛					4.0	2.5	1.5
内業	改定歩掛					0.9	0.9	0.9

● 状態の把握-特定の溝橋以外

(1日あたり)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検	現行歩掛					1.3	1.5	1.0
	改定歩掛					1.4	1.3	1.2

[タイトルなし]

● 第三者被害予防措置-措置計画の作成及び非破壊検査

(1,000m2当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
措置計画作成	現行歩掛					2.0	2.0	0.5
及び非破壊検査	改定歩掛			0.4		1.4	0.7	0.8

● 第三者被害予防措置-打音検査

(1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打音検査	現行歩掛					1.0	1.5	1.0
	改定歩掛					0.9	1.0	0.8

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■橋梁定期点検業務（改定）

○前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 点検調書作成-状態の把握（点検）、第三者被害予防措置 (1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検の 点検調書作成	現行歩掛					0.5	1.0	1.2
	改定歩掛					0.7	1.1	1.2
第三者被害予防措置の 点検調書作成	現行歩掛					1.0	1.0	0.5
	改定歩掛					0.6	0.6	0.5

● 報告書作成 (1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成	現行歩掛			0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
	改定歩掛			0.5	0.5	1.3	1.1	1.3

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■道路トンネル定期点検業務（新設）

○道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 計画準備 (10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備	歩掛(新設)			3.9		9.5	8.4	5.9
資料収集整理	歩掛(新設)					7.6	7.3	8.3
現地踏査	歩掛(新設)					6.7	7.8	7.2
関係機関協議	歩掛(新設)			2.1		4.3	3.5	3.5

● 状態の把握（点検）

表1.1 体制 (1日当り)

項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
状態の把握(点検)	歩掛(新設)				0.6	2.0	2.0	2.4

表1.2 点検日数 (10,000m2当り)

項目		日数		初回	2回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m2)	$0 \leq C \leq 0.1$	日	歩掛(新設)	3.1	2.4
	$0.1 < C \leq 0.2$	日	歩掛(新設)	4.1	3.2
	$0.2 < C \leq 0.3$	日	歩掛(新設)	5.3	4.2
	$0.3 < C \leq 0.4$	日	歩掛(新設)	6.7	5.5
	$0.4 < C$	日	歩掛(新設)	8.7	7.3

計上歩掛(10,000m2当り) = 班編成 × 点検日数

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

設計業務等標準積算基準関係

■道路トンネル定期点検業務（新設）

○道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 健全性の診断

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	歩掛(新設)			7.3		20.2	17.4	

● 報告書等の作成

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書の作成	歩掛(新設)			5.3		14.2	17.3	18.8

(10,000m2当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検記録 様式の作成	歩掛(新設)					2.5	5.4	10.4

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

内容

- 1土木工事・業務の積算基準等の改定
- 2積算基準書の構成
- 3各種留意事項

鳥取県土木工事標準積算基準

【電子版(PDF)
提供】

鳥取県
土木工事標準積算基準書
(留意事項)

- ・鳥取県の積算基準として、鳥取県独自部分と国等標準基準(国著作物を分離)を分離。
- ・鳥取県独自基準は、電子版(PDF)として、提供を継続。
- ・標準基準については、提供不可(国著作物のため)。必要に応じて、市販本を利用してください。
【取り扱い注意】 電子版(PDF)は今年度も提供。

※令和3年度から紙書籍版は廃止。

独自基準

【電子版(PDF)
提供】

第Ⅰ編総則

標準基準

国土交通省
土木工事標準積算基準書

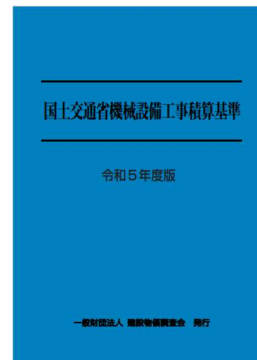
【市販本】

取り扱い注意

国土交通省
土木工事標準積算基準書

【国土交通省
HP掲載】

国土交通省土木工事標準積算基準：（出版）建設物価調査会



建設機械等損料表：（出版）日本建設機械施工協会



設計業務等標準積算基準書：（出版）経済調査会



1土木工事・業務の積算基準等の改定

2積算基準書の構成

3各種留意事項

近年の関係通知

項目	概要	適用日
週休2日工事実施要領	・週休2日の取得に要する費用計上を実施しない。	R8.5.15
オンライン電子納品試行要領の策定	電子納品を行う建設工事及び測量等業務のうち受注者が希望する工事及び業務で適用	R6.6.12
ICT活用工事実施要領の一部改定	調達公告日時点で最新の国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙、各出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領及び各種要領に基づき実施することとした。	R5.10.10
土質ボーリングにおける適用区分	- オールコアボーリングと標準貫入試験を同時に行う場合 全掘進長をオールコアとする。 - 地すべり調査の場合 全掘進長をオールコアとする。標準貫入試験等が必要な場合は別孔とする。 1及び2以外の場合 調査内容に応じて適用区分を決定する。	R5.10.10